ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百十五以上百分の百二十六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十六以上百分の百五十・五未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ニの人事院の定める職員を除く。）　百分の百三・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十三・五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十四以下）

五以下）、十二月に支給する場合には百分の百二十七・七五以上百分の三百二十六・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の百五十一・七五以上百分の三百八十六・二五以下）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百十三・七五以上百分の百二十五・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十四・七五以上百分の百四十九・二五未満）、十二月に支給する場合には百分の百十六・二五以上百分の百二十七・七五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十七・二五以上百分の百五十一・七五未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ニの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の百二・二五（特定管理職員にあつては、百分の百二十二・二五）、十二月に支給する場合には百分の百四・七五（特定管理職員にあつては、百分の百二十四・七五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の九十三・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十二・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の九十六・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十五・二五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の百四十・五以上百分の三百二十二・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十七・五以上百分の三百八十二・五以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の百十九・五以上百分の百四十・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十九・五以上百分の百八十七・五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の九十八・五（特定管理職員にあつては、百分の百十三・五）

ニ　前号ニに掲げる職員　百分の九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百四以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百三十九・二五以上百分の三百十八・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十六・二五以上百分の三百七十八・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の百四十一・七五以上百分の三百二十六・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十八・七五以上百分の三百八十六・二五以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百十八・二五以上百分の百三十九・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十八・二五以上百分の百八十六・二五未満）、十二月に支給する場合には百分の百四十一・七五以上百分の百八十八・七五未満（特定管理職員にあつては、百分の百五十・七五以上百分の百八十八・七五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の九十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の百十二・二五）、十二月に支給する場合には百分の九十九・七五（特定管理職員にあつては、百分の百十四・七五）

ニ　前号ニに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の八十八・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百二・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の九十一・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の百五・二五以下）